

第百三十一回国会
衆議院
税制改革に関する特別委員会議録
第四号

平成六年十月二十七日(木曜日)

午前九時七分開議

出席委員

委員長 高鳥 修君

理事 石原	仲晃君	理事 江藤	隆美君
理事 中馬	弘毅君	理事 町村	信孝君
理事 加藤	六月君	理事 津島	雄二君
理事 二見	仲明君	理事 早川	勝君

出席政府委員

大蔵省主計局次 伏屋 和彦君

委員の異動
十月二十七日

辞任

補欠選任

金子 一義君
川崎 二郎君

同日 渡辺 嘉藏君 鉢呂 吉雄君

本日の会議に付した案件

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成六年度から平成八年度までの公債の発行の特例等に関する法律案(内閣提出第二号)
所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

平成七年分所得税の特別減税のための臨時措置
法案(内閣提出第四号)
地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出
第五号)

内閣提出、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成六年度から平成八年度までの公債の発行の特例等に関する法律案、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案、平成七年分所得税の特別減税のための臨時措置法案、地方税法等の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。

開会に先立ち、改革所属委員に事務局をして御出席を要請いたしましたが、御出席が得られませんでした。

再度理事をして御出席を要請いたしますので、しばらくお待ちください。

速記をとめてください。

○高島委員長　それでは、速記を起こしてください。

再度御出席を要請いたしましたが、改革所屬委員の御出席が得られません。やむを得ず議事を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。甘利明君。

○甘利委員 既に定刻を四十分近く過ぎておりますけれども、いまだに改革の皆さんが出ておいでになりません。多分新しい党名選びその他でお忙しいんだと思いますが、良識ある共産党が出ていらつしやっておりますので、私の質問を始めさせていただきます。

「ザ・ムラヤマ・サプライズ」という表題、「村山の意外性」ということで載っておりますけれども、書いてあることは、日本の社会・保守連合政権は六月には正反対のもの同士で連合として皮肉をもつて、うまくいくわけがない連合として嘲笑された。しかし現実のところ、この村山政権は驚くほどうまく機能している。ほぼ毎週のように内閣の危機が発生した昨年の冬と春にかけてのころとは明瞭な違いを際立たせており、安定多数を確保している。新政権は合衆国と限定的な貿易に関する合意を結ぶなど、十分な結束力を持つているように見受けられる、こういうふうにはアメリカの評価が百八十度変わったわけでありまして、これはいいことだと思えます。

先日の本委員会での総理の答弁を拝見をいたしました。本心に安心して聞いていられる。最初にはちよつとはらはらしましたけれども、先般はまさに総理の独演会の様子を呈しております。大蔵大臣も安心して見ておられると思えます。でも、政治家というのは大抵得意な分野で失敗しますから、総理が税制が得意になつてきたというときには、油断がないように、そばで大蔵大臣はしっかりと注意をいたさなければならぬと思えます。またこの内閣は当分もつてもらわなければ困りますから。

最近、租税特別措置、特に企業租税に対する批判というものが随分と多まっております。いろいろ議論を起しております。最初に大蔵大臣に伺いたいのですけれども、大蔵大臣は、租税は不公平税制というふうにお思いですか。

○武村国務大臣 不公平税制の定義はきちっとしたものはないのかもしれませんが、かなり幅広くとらえますときには、租税のすべてではありませんが、租税の中にもそういう要素を持ったものがあるというふうには私は理解されているのではないかと思います。もちろん、税制全体のことを指しているわけではございませんから、不公平税制即租税というわけではないと思つています。

○甘利委員 御案内のとおり、租税特別措置というのは政策税制であります。最も安いコストで、しかも効率的に政策誘導をしていく、そのための措置なわけですね。国内的あるいは国際的な状況の変化に機敏に対応していく、そういうふうに対応している、政策誘導していくための一つのツールであるわけですね。これは大臣もよく御存じだと思えます。

考えてみますと、日本というのはハンディキャップ国家です。企業が立地をするという観点から見ますと、確かにハンディキャップが多いですね。地価は高いですし、人件費は世界一高い。それで、必然的に公共料金も、比較をすれば高くなつていく。その上に法人税も世界で一番高いわけですね。高コスト社会というふうには言われております。もちろん、当然改革をしなければならぬ部分というのはありますけれども、それをやったとしても、少なくともコストは、自然要因がありますから高くなつていくわけがあります。

そういう、言つてみれば負荷を最初から背負つて、なおかつ戦いに勝つていかなければならぬわけなんです。日本の企業というのは、そのためには、よそと同じことをしていたのではとても勝てないわけですよ。より生産性を上げて、より技術開発をして、より環境政策を先取りして、より競争力をつけていかなくては、こういう高コスト社会では、他に伍して勝ち抜いていくということとは、これはできないですね。外に逃げ出さないであつて、つらい苦しい戦いに挑んでいかせるための、あるいはこういうふうにあつてほしいと世の中が思っている方向に導いていく、誘導していくための措置が租税の重要な部分なんです。

確かに大臣も、一概に言えない、部分的にはあるよというところをおっしゃいました。税の、何と云うのですかね、普遍性ということから考えると、その一部でも曲げることには確かなるものがあるかと思つておられる。しかし、曲げたその口を補つて余りある税制だと私は思つております。ですから、これを不公平税制だという一言で

片づけちゃうというのは、これは絶対にしてはならないことだと私は思つております。

昨今は、いろいろな場所での議論を聞いております。富の配分の議論というのはたくさんあります。富の配分の議論というのは、たくさん、いろいろ議論をされている。しかし、肝心な富の創出の議論がおざりにされているのじゃないかというふうには思われます。

租税というのは、長い目で見ますと、配分をする原資たる富を創出するための政策だということになります。富を創出する。つまり、かなり大胆な言い方をしますと、税の増収を長期的には図るための税の減税であるというふうには考えられる一面がある。私は、そういう観点から、最近議論されております租税性悪説、この風潮を改めていかななくてはならない、租税の正当な評価をしていかななくてはならないという思いが非常に強いのです。大蔵大臣は、そういう点はどう考えられますか。御所見を。

○武村国務大臣 私も、租税のすべてが悪いなどとはもちろん思っておりません。おっしゃったとおりそれぞれ、沿革もございまして、一つ一つの租税にはそれなりの立派な名分がございまして。環境改善でありますとか、技術振興でありますとか、あるいは地域開発でありますとか、そういう政策目的を実現するために、あえて例外的な措置をされて、法律として実現を見ているわけでありまして。

しかし、時の流れとともに一定の役割を終えているものがいろいろあるかというところは、絶えず問いかけてみる必要があります。一般的に言ういわゆるスクラップ・アンド・ビルドといいますが、新たな租税をまた設けることも必要でありますし、これまでの、延長してきた租税をここで思い切つて廃止をするという勇気も必要であります。そういう意味では、租税全体を否定するものではありませんが、絶えず租税に対しては一つ一つ精査をして、役割、効果等について十分な議論

をして見直しの対象にし続けていくということでは、大変大事なことでないかというふうに思っております。

○甘利委員 租税は、いい悪いという分類で分けられ、いい方だと思つておられる、いい方。では何が悪いのかというの、大臣おっしゃったように、その租税がちゃんと当初設定したときの使命を果たしているかあるいは果たし終わつたか、あるいは新しい使命を果たしていくべき必要性が、新しい租税がこういう点で必要か、そういうおっしゃったようなスクラップ・アンド・ビルド、その見直しをちゃんとやっているかやっていないか。やつていなかったら悪いし、やつていなければいい。租税本体は必要があつて設定されたものである。だから、租税イコール性悪説的な発想というのは慎む必要があると思えます。

この間、過去の租税のスタートと終了の一覧表をちよつと見てみました。かなり、やはりスクラップ・アンド・ビルドをいろいろやつておられるですね。国策自体が時代によってかなり変わつてきております。

よく私は引き合いに出すのですが、通商の実態を記した通商白書というのがあります。ね。日本の最初の通商白書というのは昭和二十四年に発行されているんですよ。今の立派なものから比べたら、本心にわら半紙の小冊子ですね、べらべらとめくるともう終わつちゃうという。それを私、現物を見ました。非常に興味深かつたのは最後のページなんです。最後のページ。

最後のページにどういふふうにかいてあるかという、要するに、我が国は、国内経済を切り詰めても輸出に回さなくちゃならない。つまり、輸出が死かである。資源がない国ですからね。国内経済を切り詰めても輸出に回して外貨を稼いで、それで調達しなくちゃならない。輸出振興政策だったんです。で、租税も輸出振興に向けてどうあるべきかというのが主流だったんです。今は、この間まで通産省の標語は「手を結べ

輸入で世界の国々」というんでしよう。輸入振興。全く百八十度変わっているわけですね。租特自体も、輸入をどうやって振興していくか、製品輸入促進税制を初め、転換しているんです。時代時代によって役割を担ってきている。一覧表を見ますと、ちゃんとでき上がって終了して、新しいのができて終了している。きれいな程度はスクラップ・アンド・ビルドが、かなりの部分で

租特で長いものもありますよ。研究開発に関する租特なんというのはいくら長いでも。しかしそれは、いつてみれば本来日本の環境からして、人件費が高いわ地価が高いわ、いろんな意味で、高コスト社会の中で生きていくためには高付加価値政策をとらなくちゃならない。言ってみれば、特別措置というよりも基本政策に準ずるようなものですね。だから長く続いている。やっぱりそれは、租特は悪いんじゃないかと、時代時代の見直しとかあるいは創設とかをちゃんとやっているかどうか、そういう作業が行われているかどうかという観点だけだと私は思うのですよ。

この間、ある上場企業の副社長と話をした機会がありました。その企業は、近々ポルトガルに進出するんだと。もうポルトガルの近郊に土地を手当てをしているんだそうです。数千坪と言っていました。甘利さん、幾らぐらいたったと思いますかと聞かれましたから、相当安いんですよ、そうやって大胆に行くんだからと言った。四千万ですよと言ったんですよ、四千万。ああ、平米四千万ですか、それでも安いんですね。言ったら、全部で四千万だと言ったんですね。おまけに向こうの政府は、十年間税金を払わなくていいです。たった一つだけつけてきた条件は何かというと、そのかわり現地の人間の雇用四百人を保障してください、これだけだ。

だから、その企業の重役は、もうこれからは生産拠点は日本には一カ所だけしか置きません、あとは全部海外にシフトしますと。一カ所置くとい

うのは、将来、日本経済がたがたになつて一挙に円安に振れたときに、生産拠点を一カ所だけを残しておいた方がいいから、その保険で置くだけですよ、あとは全部海外展開をします。まあするでしょうね、これだけ条件がよかったです。

今までしなかったのは、主に労働力の質の問題だったと思うのですよ。日本の労働力の質はいい、外はかなり悪いからこれを教育していくのが大変だ、だからコストは高くても日本の方がまあいいなと。しかし、海外の労働力の質はどんどんよくなっていますよ。特にアジアはもう急激に賃金が向上していますよ。そうすると、こういうハンディキャップを背負って日本にいうというぎりぎりの思いが崩れちゃうのですよ。

そういう中で何とか支えるというのが、だから、ここで頑張っていくためにはいろいろ努力をしないくちやならない、その努力に向かうためには、努力をした人にはインセンティブを上げましょうというのが企業租特なんですよ。そういう原点で設定をされてきたし、これからもそういう点で見直しは行われるべきだと思いますけれどもね。

ほつておけば、悪条件を強いられる国内から脱出しようという企業は後を絶たないですよ。それで、脱出する力もない企業は残れないということになりますね。つまり、競争力のある企業は全部日本から出ていって、競争力のない企業が残るということになりかねないと思うのですよ。それに何とか歯止めをかけなくちゃならない、それに資するための租特でなきゃならないというふうに思っております。

今産業、特に製造業の空洞化にちよつと触れましたけれども、この製造業の空洞化と一体で言われている危機が資本市場の空洞化ですよ、大臣もよく御承知おきだと思えますけれども。現実には同時進行をしているわけですよ。

大蔵大臣は、この資本市場の空洞化に対してどういう見解をお持ちですか。

○武村国務大臣 日本の資本市場も取引高、参加

者の数等からいって世界の三大市場の一つとまで言われてきたわけですが、それなりの大きな役割を果たしてはおりますが、最近、おっしゃる通りに空洞化という言葉が製造業だけでなく金融市場までささやかれるようになってきておることは承知をいたしております。

いろいろ大蔵省としましては事態を把握するために努めているところでございますが、いろんな要素が絡み合っていることは事実でございます。ただ、現象面としては、東証の外国部における上場企業の数が減ってきているということや、ロンドン市場で日本株の売買が行われ始めたというところなどが事実として起こっているわけであり

見ようによつては、例えばロンドンで日本株の取引が行われるということは、それはそのまま外国のディーラー同士の取引じゃなしに、ロンドンで取引が行われますと結果的にはそれがまた日本の証券会社を通じて整理されていくことが大半だそうでありまして、むしろそういう意味ではそれほどマイナスの影響が出ていないという見方もあります。あるいは、一層国際化を促進している、日本の市場の国際化を促進しているという要素にもつながっているわけでありまして、一つ一つきちつと見詰めてまいりませんが、まだ断定的なこととは言えない状況ではあります、いづれにしても、この事態は所管の業界の動きとして真剣に目を向けていかなければいけないという思いであります。

東証の上場件数が減るというの、御承知のように、日本の株全体がバブルのピークに比べると十分の一ぐらいに大きく取り扱ひの額が減ってきております中で、そういう意味で一層日本の投資家が外国企業に投資することの魅力が失つてきている。全体に十分の一に下がっていますから、当然その比率でいっても、外国株に対してそれだけの関心がぐんとダウンしております、そういうことが数を減らしている一つの一番の根拠でもあります。いづれにしても、実態調査、さま

ざまな現象の実態調査、そしてその要因の分析に努めてまいりたいし、適切な措置を図るべく努力をさせていただきたいというふうに思っております。

詳細、場合によつては証券局長から。○甘利委員 日本の投資家が全体に意気消沈をしているというのはそうなんですけれども、世界じゅうの投資家が同じにそうかという、違ふのです。アメリカは相変わらず活発なのです。日本が非常に縮こまっている。ここに一つの問題があるのです。

空洞化を考えると、産業の空洞化も確かに深刻ですが、資本市場の空洞化というのはより深刻だと思ふ。それは何かというと、産業の空洞化というのは目にはつきり見えるし、時間がかかるのです。目に見えるというのはなぜかというと、外に出るには工場を建てる、あるいはそのために敷地を手当てる、人の手当てる、これは時間がかかるし、具体的に目に見えるのです。ところが、資本市場の空洞化というのは目に見えづらい、場合によつてはあつという間に移動するのです。だからこれは非常に深刻だし、しっかり見ていないと危険だというふうに思うのであります。

今、我が国の産業政策上一番深刻な問題と言われているのは、御案内だと思ひますが、起業率、つまり開業率です。業を起そうという起業率とそれから廃業率、やめちゃう、廃業率の逆転現象なのです。つまり業を起そうという比率が減つて、業をやめたり、あるいはもろろん倒産したりする、その比率の方が上回つてしまつて、これが非常に深刻な問題です。開業率は、かつて我が国も七、八%ありました。しかし、今は四%しかありません。ちなみに、アメリカでは開業率が二%ぐらいあります。

日本の既存の企業が成熟化をしてくれています。成熟化をしてくますと、どうしてもやはり成長力というのが落ちてきます。高齢化社会がそうであるように、活力が落ちてくる。そこで、新し

い分野とか新しい業態の企業が生まれてくるというところが新しいエネルギーを生み出して、それが成長力になっていくというところに産業の実態はなるのですけれども、その新しいエネルギーが起きてこないわけですね。

どうして起業率、つまり開業率が上がらないかという、幾つかの原因がありますね。

一つは、事業意欲がないのです。言い方をかえると、起業率を上げるための要素といえ、一つに事業意欲が存在することということが挙げられるし、二つ目はアイデアとか技術のシーズが存在すること。何もないところに業を起こすわけにはいきませんからね。意欲があること、シーズが存在すること、それからもう一点が、事業化するための資金が存在すること。つまり、起業率が上がるための要素というのはその三点があるのです。

考えてみますと、日本はこの三点が全部そろっているのです。同じ人が全部持つてはいないでしよけれども、国内にはその三つがちゃんとあるのです。この三つがありながら開業率が上がらないというのは、逆な見方をすればはつきりしますけれども、企業家精神が尊重をされないような社会ではないか。あるいは、起業、業を起こしてもメリットがないのだ、税制上の制約その他が諸外国に比べて日本の方がきつからメリットがないというようなことが言えると思います。

しかし、何といつても一番大きい理由は、店頭公開市場が閉鎖的なのです。この間の本会議で野党質問もありました。あの部分は私も、あの質問内容に賛同する一人でもあります。広く資本を調達する場が開かれていないというのが最大の原因なのです。

ちなみに、日本で会社を起してから店頭公開できるまでの年数をアメリカと比較すると、日本は二七・二年、アメリカはたった五年です。一年で店頭登録された超優良企業もありますね。たしかマイクロソフトはそうだったと思います。記憶をしておりますけれども、日本では、

新規の上場企業数というのは、若干ふやしましたけれども、週三社から五社、アメリカは週十二、三社ですよ。日本では店頭登録会社というのは五百三十社、アメリカはNASDAQ、ピンクシートを初め全部合わせると二万社以上あるのです、けた違いに。

要するに、この新規事業創造部分がアメリカの活力を担っているのです。日本は既存の企業がもう成熟化して、言ってみれば高齢化社会を迎えていますから、新しく担っていくエネルギーが生まれてこなくちゃならないのです。それが成長力なのです。その部分がぎゅうっと締められちゃっているから、だから問題があるのです。信用力とがあるいは担保力がなくても、すぐれたアイデアとか技術力あるいは成長力があれば、必要なときに必要なだけの資金を調達できる、そういうパイプが、要するにアメリカにはあるけれども日本にはない。

再度申し上げますけれども、アイデアとか技術のシーズというのはあるのです。私は中小企業関係をずっとやってきたから、具体的事実をいっぱい知っています。この間、私の地元の大和市というところで、商工会、これは二十万都市の日本最大の商工会でしたけれども、これが商工会議所になったのです。それを、なることをちよっと私お手伝いした関係で、当時の工業部会長さん、ある会社の重役さんですけれども、その方が、商工会議所に入っていたためにずっと事業所を手分けして四千社回ったのです。

その人は今二代目の会頭になっておられますけれども、私のところにいろいろ報告に来られるのです。そのときに言われたことは、私もこうやって企業経営して何十年もきましたけれども、実に驚いた。日本の中小企業というのはすごい技術やノウハウを持っているということを改めて感じました。四千事業所を回って、四、五十人のおやじがやっている小さい会社、そのおやじさんがすごい技術を持っているのです。けれども、残念ながら宝の持ち腐れで、その技術

をどう事業化に生かしているか、全然すがわかないのです。そういうことを私に真つ先に報告してこられたのです。

もうそれこそたくさんある中小企業の中に、びっくりするような技術を持っているところというのはいっぱいあるのです。その技術を生かせば新しい業だつて起きますのです。起こすために何が足りないかといったら、金がないのです。だけれども、日本には金はあるのです。政府にはないかもしれないけれども、個人金融資産というのは一千兆とも言われています。アメリカは二千兆だ。人口をあれすると、アメリカと同じだけバックグラウンドがちゃんとあるのだ。

技術シーズもある、お金もある。何が足りないか。それが結びつくお見合いの場所が整備されていないのです。店頭公開市場というのは、本来リスクマネーを調達する場所として当初は考えられたはずなのです。ところが、有形無形の行政指導なりなんなりで、結局三部上場市場になってしまったのです。一部、二部、三部。

店頭公開というのにはリスクマネーを調達するところだから、アイデアや技術力、そういうシーズで勝負をかける、そこでそれを見込んだ資金がそこに集まって業をどんと起こす、そういう場だったのに、店頭公開市場に登録するために、登録する必要があるという立派にならないう登録ができないという矛盾が起こっちゃっているんです。この間の本会議でも大臣はこの件、答弁されていましたが、こういうことに対して、大臣どういうふうにお考えですか。

○武村国務大臣 今、大和市の中小企業の大変面白い話は勇気づけられるお話であります。いずれにしても、空洞化という大きな壁にぶつかっている日本経済がさらに元氣を取り戻すためには、新しい産業をどう数多くこの国で起こしていくことに成功できるにかかっているというふうな言われているわけでありまして。そういう意味で、私もそのことを経済構造政策としても最大限重視をしなきゃならないというふうに認

識をいたしております。

さて、アイデアとか知恵とか、材料はいろいろあるというお話であります。金の確保ができないところに大きな壁がある人ではないかという御指摘でございます。金だけ、金の調達だけが、ニュービジネスやベンチャービジネスがこの国で起こりにくい状況だとも言い切れないと思います。が、しかし、それにしても、御指摘の店頭公開市場のあり方については、お話の趣旨は十分踏まえて私も努力をしていかなければいけないというふうに思います。

ただ、いろいろ調べてみますと、アメリカのいわゆるNASDAQというのですかの基準と日本の店頭公開市場の基準とでだけ違うんだらうかという一覽表もあるわけですが、概観いたしますと、日本にそれほど大きな厳しい制約があるわけではないというふうにも言えるわけです。

御指摘がありましたように、本年六月より、それまで週二、三社であった新規公開は週三ないし五社にベースアップしてきております。平成六年の公開会社の数は百六十社、平年度ベースでは約百八十社に、かなり大幅に広がっているということも事実であります。しかし、先ほど御指摘のアメリカの数と比較いたしますとまだほど遠いというのも事実であります。

私は概括的にお答えを申し上げましたが、政府委員より少し補足させていただきます。よろしうございませう。

○日高政府委員 少し補足的に説明をさせていただきます。まず最初に申し上げたい点は、店頭市場というものも株式市場の一つでございますから、御承知のように、一昨年の夏に、最近でいえばボトムになりました一万四千三百円台まで株式市場が低迷を低下落をしいた。そういう状況のもとで、同じ株式市場の一つである店頭市場についても、当然のことながら非常に小さなものになってしまったということとは否定できないわけござ

いまして、現在の状況は、その一万四千三百円台のボトムに達したときから徐々にマーケットが取り直しをしてきている、そういう状況のもとで、店頭市場についても現物の株式市場の状況を見ながらその拡大に努めてきている。先ほど大臣がおっしゃられましたように、今のペースでいきま

すと平年度ペースで百八十社ぐらいということになります。それは、今までの最高といえます。か、いわゆるバブルのときの平成二年の、一番の年間の最大店頭公開数というのが百四十一社でございまして、それを考えれば今のペースというのは相当大きなものになってきているということ

をまず御理解を賜りたいと思います。それからもう一点、委員が御指摘になられました、企業が設立されてから店頭公開までの時間に相当かかっているのではないか。これは、おっしゃられるとおり、平均すれば三十年前後ということ

で非常に長く時間がかかっていることは事実でござい。ただ、それぞれの状況をよく分析をいたして

みますと、例えば大企業の子会社等で、設立後相当の期間を公開する意思がないということ、設立後二十年以上たつてから初めて公開のための準備を始めるといったケースも多々あるわけ

でござい。ただ、委員御指摘のとおり、時間がかかり過ぎるではないかという御批判があることも事実でござい。先般、証券業協会において、こと

しになりました店頭公開をした企業、これは今までのところ九月までで六十八社でござい

ます。その六十八社についてどういう状況であったかということをお調べしたところ、企業が店頭公開の意欲を持ち始めて、それで証券会社の公開引

受部に初めて接触をしてから実際に公開するまでの期間は、平均して五年でございました。それから、いよいよ公開の意思を固めて公認会計士等と監査契約を結ぶ、それから公開するまでの期間は平均三年十カ月でございました。したがって、一

概に、確かに起業時から比べれば非常に長いとい

う状況はございますが、そもそも企業に公開の意欲がいつの段階で生まれてくるか、その辺の状況もカウントしていただければありがたいという

ふうに思います。ただ、先ほど大臣申し上げましたように、中小企業がい

ろいろな形で資金調達をする、その道でできるだけ確保していかなければならないとい

うことは私も十分認識をいたしております。で、先ほど申し上げたような、例えば現在の株式

市場がかなり低迷を続けているわけではござい

ますけれども、そういう状況の中で、先ほど申し上げたように店頭公開のペースを大幅に引き上げて

賜ればありがたいと思います。○甘利委員 証券局長は非常に巧みな言い回しで

ほとんど差がないとおっしゃっていますけれども、これは、店頭公開、登録する意欲を持つてか

らは余り変わらないじゃないか。それは変わらないんですよ。どのくらい力を蓄えなければ絶対で

きないというのをちゃんと知っているのですから、その企業は。だから、その力を蓄えるま

で時間がうんとかかるんですよ。それは一切カウ

ントしない、準備ができてから本場に登録するまでの期間は同じじゃないですか、そういうこと

をあなたはおっしゃっているんですよ。これは全く違うんですよ。それで、大臣は一覧表をお持ちで、アメリカの

店頭公開、典型的な例はNASDAQですが、NASDAQと日本の店頭市場と一覧表で比べてみ

てそんなに変わらない。変わらないうんですよ、そんなに。私もよく知っています。表向き基準とい

うのは変わらないのです。一部変わるところがある。それは、NASDAQは利益を出して

いるとすれば、NASDAQは利益を出していても成長力を認められれば登録できるのです

けれどもね。そこはかなり大きな違いですが、ほかは余り変わらないでしょう。

しかし、NASDAQではその表どおり、建前どおりにちゃんとできるのです。日本は絶対に

できません。その建前どおりで登録した会社なんか

古今東西一社もありません。できないんですよ。これはまさに、そこに有形無形の大蔵省の行政指

導があるからなんです。これは恐らく否定をされ

ます。絶対やっていないとおっしゃるでしょう。私は同級生に証券会社に行っているのが何人も

います。法人部長をやっているのがあります。現場から声が上がってきていますけれども、絶対にや

うとしてもできません。これは、実態を私は知っ

て、調べております。これは、恐らく反論は

されるでしょうけれども、そうではないのです

ね。事実、ハードルが、見えないハードルがは

るに高く設定してあります。

大事なことは、店頭登録市場というのは一部、

二部と違うんですよ。趣旨が違うんですよ。これは

ハイリスク・ハイリターン市場なんです。そう言

うと必ず大蔵省がおっしゃるのは、投資家保護は

どうしてくれるんですかと、投資家保護は。それ

は、一部、二部市場と似たようなものなんです。こ

うに誤解を与えるからいけないんですよ。ここ

はハイリスク・ハイリターン市場ですという看板

をちゃんと掲げればいいんですよ。それと、もち

ろん上場詐欺その他があつてはいけませんから、

情報公開はきちんとさせる。そのための法的な整

備も必要でしょう。それに、虚偽の申告をしたら

ペナルティーはうんと科せる。そうやってそうい

う事件を防ぐための担保をしていく。だけれど

も、基本的には自己責任原則ですよ、この場合は、

というのを看板を掲げなくちゃいけないんですよ。

ね。

そうすれば、その店頭登録しようとする会社が

どれくらいの潜在成長力を持っているのか、どれ

くらいしっかりと会社か、コンサルティングの

業態もちゃんと生まれてくるんですよ。ベン

チャーキャピタルの仕組みもちゃんとできてく

るんですよ。もてができてないから、周辺が整備

されていまいとおっしゃるの、それは一番も

とをちゃんとすればいいのできてくるんですよ

。これは別に答弁は必要ありませんけれども、そ

の実情は、大蔵大臣もしっかりと把握をしてい

たきたいというふうに思います。

随分前置きが長くなりましたけれども、ここで

細かい税の部分の質問をちょっとさせていた

だき

い。いわゆる消費税の中小特例について伺いま

すけれども、この中小特例を語るに、益税論議と

いうのが必ず言われますけれども、大蔵大臣、益

税って何ですか。

○武村国務大臣 消費者が支払った消費税相当額

のうち事業者の手元に残っているもの、こういう

定義を持ってあります。

○甘利委員 今回の改正で中小特例が相当切り込

まれましたよね。おさらいの意味で、その内容を

ちょっと説明していただけますか。

○小川(是)政府委員 今回の改革におきまして

は、これまでのさまざまな御議論を踏まえまし

て、公平性、中立性と簡素性との間のバランスを

図る観点から、中小特例措置について幾つかの大

きな抜本的な改正を行うことを予定いたして

おります。

まず第一点は境界排除制度でござい。この

制度は、消費税導入に伴う納税事務の負担の増加

に対応するための経過措置的な考え方です。設け

られたものでございますが、納付すべき税額を計算

した上で、それを軽減するあるいは納税額を計算

するという制度でございまして、益税を発生させて

いるという批判にたいえる観点から、この際、思

い切つてこれを全面的に廃止をするというのが第

一点でございます。

第二点といたしましては簡易課税制度でござい

まして、相対的に規模の大きい事業者には、やは

り本則計算で売り上げ、仕入れ両方とらえて納税

額を計算していただくというのが本来の姿である

と考えられます。そこで、今回の改正では、簡易

課税制度の適用上限を四億円から二億円へと半分

の水準まで大幅に引き下げることを予定いたし

ております。

第三点といたしまして、いわゆる事業者の免税

五

点制度がございます。年間の課税売上高三千万円以下の方については納税者になっていただかないで構わないという制度でございますが、この課税売上高が三千万円を超えるか以下かというのは、当該事業年度の始まる前々年度で判定をすることにいたしております。この結果、新しくつくられました法人、会社のような場合には、その年の売り上げが大幅に大きな、何億、何十億になりまして、二年間は免税事業者ということになることになっております。今回の改正では、一方、三千万円の水準は維持することとしながら、新設法人のうち資本金一千万円以上の方については最初の年から免税事業者を適用しない、つまり、課税事業者として二年間は納税義務者になっていただきまして、三年目からは、二年前の実績で免税点の適用を受けることもできるということにいたしております。

以上のとおり、中小特例制度につきましては、相当思い切った大幅な改革を御提案しているところでございます。

○甘利委員 継続的な免税事業者、年間売り上げが三千万円以下の事業者については切り込まれたと思っております。

○小川(是)政府委員 特定の事業者が長年にわたって三千万円以下であるという規模の方については、これまでも、これからも変わらないわけではございますけれども、おおよそ事業者の方の売り上げは通常の経済の拡大とともにふえていくというふうに考えますと、同一の事業者の売り上げがふえるに従いまして三千万円を超えるということになりますので、次第に、免税点を据え置いておくというところによって課税事業者に移る、その意味では課税事業者へ対象がふえてくる。少なくとも免税点以下の事業者の売り上げあるいは対象者が相対的にふえていくというのではないというものが、据え置きの方え方がもたらす効果であるというふうに考えております。

○甘利委員 ちよつと間違っているんですね。ちよつと間違っている。確かに、GNPがふえて

いくに従って当然事業規模は拡大していくから免税事業者は減ってくる、これはそのとおりです。そこはそう変わるけれども、免税事業者について切り込んでいないというのは、これは間違いだと思っております。

なぜならば、今回の改正で限界控除制度というのがなくなつたでしょう。限界控除制度というのは、計算式によって公然と益税を認めている制度じゃありませんか。それは、なぜ公然と認めているかという、公然と免税事業者に益税を認めているから、それより上の者にも、一定の減額率を掛けるけれどもある程度ソフトランディングしていくという計算式でしょう。今度は限界控除はなくなつていくんですよ。つまり、一切その部分では認めませんということになっているんですよ。

同時に、免税事業者に対して適正転嫁指導というのが行われるんですよ。今までは公然と、それはまあいろいろ計算にかかわる費用ですから、最大でも年間十八万円です、いろいろ計算にかかわる、納税義務者じゃないけれども計算にかかわる、仕入れにはかかってくるんですよ、いろいろな煩雑な作業もあるでしょうよ、だから、最大は年間十八万だけれども、まあ目をつぶりますよという思いがあったはずですよ。だから限界控除制度があるんですよ、ソフトランディングが、計算式によってある程度公然と認めている制度があるんですよ。今度はそれをなくした。そして、適正転嫁指導をした。大いに切り込んでいくんじゃないですか。そう思いませんか。

○小川(是)政府委員 ただいまの問題は、免税点以下の事業者の方が、これまでも免税事業者ではあるけれども、消費税の名のもとに三%相当額の価格の引き上げが認められていたと考えますと、今後は適正な転嫁指導をいたしますから、その部分がなくなりますということであらうかと思えます。

しかしながら、消費税が導入されてこの五年間、いろいろな御議論、社会的な指摘ということ

ろから、免税事業者の方々はその価格形成の場において消費税を、仕入れにかかる消費税負担額を転嫁するというのは当然だけれども、消費税のいわば名のもとにそうした価格の引き上げをするとは避けなければいけないというのが次第に進んでいて存じます。したがって、先ほど申し上げました益税が発生しているかといえ、事業者の方々はそこを避けるように行動をしておられるというふうな次第になってきておられると考えております。

したがって、免税点三千万円以下の方々にについては、今おっしゃられたような意味では、何か新しい負担を求めるといふ実質は制度改革をしていくわけではございませんで、むしろ、今回の税率の引き上げに伴って、その免税事業者の方は仕入れにかかる負担の増加だけを価格転嫁する、消費者の方にも受け入れていただく、そういう形で消費者、事業者へ向けてPRをし、御理解を求めていくというふうな考えているところでございまして。限界控除の廃止が免税点以下の事業者に対して直接負担を求めるといふものではないという点は、改めて御理解をいただきたいと思うわけでございまして。

○甘利委員 時間がなくなりましたので次に移りますが、要するに、今回の改正は免税事業者には何らさわつていないというの間違いなんです。適正転嫁指導を含めて、ちゃんと今度は益税がないようにしていきますよという姿勢がもう出たのです。だから、免税事業者の益税論議というのは従来と同じようなスタンスで議論されるべきではないというのが私の主張であります。

自治大臣、大変にお待たせをいたしました。大臣に何点か伺いますが、今回の税制改革は、地方税でございますと、一方で住民税減税がなされて、もう一方で地方消費税というものが導入された、これは御案内のとおりでありますけれども、今回の改正で税収のバランスはどうなりますか。

○野中国務大臣 地方税の直間比率につきましては、税制改正の前、すなわち特別減税を除きまし

た平成六年度の当初見込みにおきましては、直接税と間接税の割合は八%対一%となるわけでございます。これに、今回の税制改革による個人住民税の制度減税分及び今委員お話しのお願いたしました地方消費税の創設によります増収分を加えて一応試算をいたしてみますと、その割合は八%から八%三%になり、そして、間接税の割合が一%七%になりまして、そういう見込みで、結果的には六ポイント程度の増加になると考えております。

○甘利委員 私の地元の神奈川県は、昨年、つまり平成五年度から交付税の交付団体に転落をいたしました。御案内かもしれませんが、神奈川県は十九市あります。この十九市のうち交付団体は横浜と横須賀と三浦の三市しかありません。横浜があるというのはよく驚かれますけれども、ずっと交付団体です、御迷惑をおかけしています。十九市のうち三市しか交付団体がない、最近、座間が日産の関係で加わりましたけれども、ですから、かなり自治体としては健全経営の自治体なんです。そういう健全経営の市町村を抱える県が交付団体に転落したというのですから、これは相当なマクニチュードなんです。問題も内在をされております。

ちなみに平成三年の税収は一兆一千億円でした。税収総額です。二年後の平成五年には九千億になつていくのです。二年間で実に二〇%ダウンしているのです。大幅ダウン。税収の内訳でございますと、法人二税、つまり事業税と県民税ですが、法人二税を見ますと、平成三年には四千八百十億、つまり、税収総額の四四%。平成五年には三千二百四十二億、三五・五%です。かなり急激な変動ですね。ふえる分にはもちろん構わないのですけれども、これだけ前年比で落ち込んでいきますと予算が組めないのです。予算が組めない。つまり、景気変動の影響をものに受ける法人二税が県税収入の大宗を占めているからなんです。今次の改正で、四%の消費税の二五%の相当、つまり一%ですね、消費税の五%のうちの

一%が地方消費税として設定をされた。県当局は
かなりこれははっとしてあります。

大臣は、地方税の税収構造のあり方については
どういふふうにあるべきだというふうにお考えで
すか。

○野中国務大臣 委員御承知のとおり、都道府
県の税源というのは法人所得課税に非常に偏って
おりまして、先ほど数字で示されましたような直
間比率の構造になり、特に法人課税に偏っており
ますために景気に左右されるところが非常に多い
わけでございます。

現行の地方税は、さきの抜本改正のときに、甘
利委員も御承知のように、電気ガス税等いわゆ
る間接税が廃止あるいは縮小、こういうことをさ
れましたために、直間比率は国税以上に変遷直接
税に偏った形になっておるわけでございます。そ
ういふ点から考えますと、これから、より景気
情勢によって年度間の税収の変動が著しく生じな
いような状態というものを、すなわち、不安定な状
態を解消する方向で地方税というものは考えてい
かななくてはならない。

地方分権が時代の大きな流れとなり、要請と
なっておりますのでございまして、また、高齢化が
一層進んでいく中で、住民に直接近い地方公共団
体の仕事が増えなくてはならないと思っております。
こういうことを考えますと、地方税の充実とあわせ
まして、先ほど申し上げましたように、安定的な
地方税の体系を確立することが重要な課題である
と考えておるわけでございます。

そのため、地方間接税のウエートを高めまし
て、所得、消費、資産に対する課税がより均衡の
とれた地方税制の体系になっていくことを目指し
まして努力をしていかなければならないと思われ
ております。その意味におきまして、今回地
方の税体系の一つのあり方として地方消費税の導
入が図られましたことは、委員御指摘のとおり意
義あることだと存じておる次第であります。

○甘利委員 直間比率の問題がよく言われますけれ
ども、直間比率の問題は国よりも都道府県、地方

の方がより深刻だということだと思えます。
質問通告を残しておりますが、時間が来ました
ので、これで終わります。

○高島委員長 これにて甘利君の質疑は終了いた
しました。

次に、伊東秀子君の質疑に入ります。伊東君。

○伊東委員 伊東でございます。
今自治大臣がお答えになりましたので、それと
関連がありますので、まず自治大臣からお伺いし
たいと思うのですが、今回地方消費税を創設し
た。今の御答弁でも、安定的な地方の財源の確保
のために地方間接税のウエートを高めていきたい
というふうなお考えをお示しになられたわけですが、
一方では、非常に各都道府県、消費にアンバ
ランスがある。で、今までは、消費課税と税の場合
ですと人口や従業員数に比例して配分されていた
わけですが、これが消費量に応じてという
ことになる、人口に比して消費の少ない地域は
非常に格差を生じさせるのではないかと、このよう
な心配も一般に言われているわけでございますが、
その辺はどのようにお考えでいらっしゃいます
でしょうか。

○野中国務大臣 今回お願いをいたしております
地方消費税につきましては、お説のとおり、その
消費課税としての性格にかながみまして、「各都
道府県ごとの消費に相当する額」、これは委員御
承知のように、各都道府県の小売年間販売額とそ
の他の消費に相当する額、例えば総務庁でやって
おりますサービス業基本調査等を通じて把握
をするわけでございますが、これにのっとりまして、
いわゆる今申し上げました「消費に相当する額」
に応じて都道府県間においてその税収を清算する
というようにいたしております。その場合は、清
算の基準となります。「消費に相当する額」、先ほ
ど申し上げましたいわゆる「消費に相当する額」
というのは、それについての指標の正確性あるい
は客観性ということを十分考慮しなくてはならな
いわけでございます。そういうものを考慮いたし
まして、指定統計を使用し算定することといた

しております。具体的には、商業統計によります
小売年間販売額とその他のサービス等に係る消費
に相当する額との合計額によることといたしてお
ります。

こういう数値を用いてまいりますと、今委員御
心配のような、人口の多いところあるいは消費の
非常に――まあ税金が偏っていくんではないかと
いうことは、私は、住民税よりはの方が非常に
偏らない姿になってくると考えておる次第でござ
います。

○伊東委員 素朴に考えますと、例えば東京とか
大阪とか、あるいは東京、大阪は人口も多いので
まあいいと考えましても、地方都市で、例えば新
幹線が通ったために急激に消費地として盛んに栄
えてきている。しかし人口がそれほど伴って
いない、近隣の県からもそこに消費が集まってくる
ような、急激に商業都市として栄えたようなところ
のアンバランスもやはりあるのではなからうかと
いうようなところを、もう少しわかりやすく、
その今御心配がないということを御説明いただけ
たらと思うんですが。

○野中国務大臣 十分説明ができない部分は政府
委員に答えたいと思っておりますが、地方消費税は
都道府県の消費に相当する額に応じて清算を
することによりましておきます。したがって、
都道府県の清算後の収入は地域の消費の実態を反
映したことになる。現行の消費課税と税が先ほ
ど委員御指摘のように人口と従業員数を用いて配
分をされておるのに比べますと、各都道府県の消
費の大きさに応じて増減収も出てくることは
事実であると思っております。

ただ、全国どこでも一定の消費活動が行われて
いることを考えますと、清算後の収入の都道府県
間の偏在度は、先ほど申し上げましたように住民
税に比べますと小さいものになってくるというよ
うに考えておる次第でございまして、大都市圏に
集中するということはないと存じておる次第であ
ります。

また、今回の税制改革で減収となります都道府
県が生ずる可能性もあるわけでございますので、
その場合は、地方団体の財源補てんにつきまして
は、先般大蔵大臣と協議をいたしましたように、
地方交付税を含めて全体として地方財政のシス
テムの中で財政運営を考え、それぞれの府県財政
の運用に支障がないようにやってまいりたいと存
じております。

○伊東委員 もう一つ。今後、地方分権が本格的
に論議され実施されていく、そういう状況が生ま
れるわけですが、地方分権というときに、
行政の中核部分を自治体に移していこう、それ
で、国には、例えば外交とか防衛とかあるいは教
育とか通商とか、本当に中核の統一した基準を持
たなきゃいけないような部分については残すけれ
どもという考え方が今出てきているわけござい
ますが、そういう場合に、今までの日本の行政機
構のあり方というのが中央集権を当然の前提にし
てきた。地方に権限を大幅に移していくというこ
とであれば、地方間接税を充実させていくという
よりも、もう抜本的に税制そのものを大きく変え
なきゃいけない。その場合、単にもう地方消費税
が例えば取りやすいからというふうな考え方は
なしに、税体系そのものも変えなきゃいけない
じゃないかと私は思うわけでございますが、その
辺に關してのお考え、自治大臣、大蔵大臣、
ちよつとお聞かせいただけたらと思います。

○野中国務大臣 これはむしろ大蔵大臣にお答え
をいただいた方がいいと思うのでございしますが、
御指名でございますので、私からとりあえずお答
えを申し上げます。

委員御指摘のように、地方分権の推進や、特
に、民族がつかつて経験したことのない高齢化が急
速に進んでいく中で、一番身近な地方公共団体が
地域福祉の拡充に努力をしていかなければならな
いわけであり、また、地方分権の本旨はそこにあ
ると考えるわけでございます。したがって、安
定的な税体系を確立をいたしまして地方税を拡充

強化するというのが、地方分権に対する最大の課題であると考えておる次第であります。

このように地方税源の充実強化に当たりましては、国、地方の税源配分のあり方を、委員今御指摘ございましたように、根本的に洗い直し、考え直すということではなければならない、幅広い観点から私は検討されなければならない重要な事項である認識をしておるわけであります。地方制度調査会あるいは税制調査会等の御審議を煩わしつつ、地方分権の推進状況等も踏まえながら、分権という趣旨に沿った、委員が御指摘になりましたような抜本的な税制が構築されるように対処してまいりたいと考える次第であります。

○武村国務大臣 お話のように、中央政府の権限を地方に移譲することが地方分権でございまして、権限、事務を移譲すれば、当然財源が伴わなければならない。そういう意味で、地方分権全体の議論の中で、国、地方を通ずる財政のあり方、これは、税だけに限らず交付税制度や補助金制度も絡まってくるかと思いますが、そういうところまで一歩広い意味では議論の対象にしていかねばいけないというふうに思っております。

○伊東委員 それでは、今回の税制改革のことで大蔵大臣にお伺いしたいと思うんですが、今回の税制改革、大変いろいろな要素を加味したぎりぎりの選択であったのではないかと、気持ちもあるんですが、やはり、若干いろいろあいまいさとか、今後の税の理念という意味ではよく見えない部分もあるということになるのではないかと考えているわけでございます。

まず、今回の税制改革は、一番目には景気対策、とにかく何とか個人消費を伸ばしたいとかあるいは取引を活性化したい、ストックデフレと言われているこの今の状況の対策として出てきたのではないかと。二つ目に、またそこに高齢化対応ということが出てきている。さらに、こういったものと同時に、これまでの税制の中で重税感を持っている中堅所得者層の累進構造を緩和しようとい

う、この三つの目的で税制改革が行われたというふうに今般の審議の中で出てきていると思うのですが、若干この目的に私は矛盾があるのではなからうかというふうに思うわけでございます。

と申しますのは、高齢化対応、高齢化社会に向けての財源をどうするかということと同時に、世代間の負担の格差をなくしていく。つまり、高齢化時代、二〇二五年が一番ピークに達すると言われているんですが、その本格的な高齢化時代の現役世代の負担を軽減するというところで、その二〇二五年に向けての現役世代というところの三十五歳以下の人たちが、二十代、三十代が中心になるわけでございますが、こういう人たちの負担を軽減するというのを考えるならば、全体の、現在から二〇二五年に向けて二十代、三十代の人たちが生涯ずっと支払うであろう所得税とか社会保険料の負担の総額と、その二十代、三十代の人たちが生涯で受け取る、政府から受け取る受給、その差がどうであるか。

今、税金やあるいは社会保険料の負担に比べて受給をどれだけもらっているか、今後ともどれだけのうかという総額で考えた場合に、今五十代、六十代の人たちあるいは今もう年金を受給している人たちが二十代、三十代に比べて恩恵が多い、総体として。そういう構造があるわけですね。当面の生活、子育て、ローンを抱えて大変だということはあるので、次の若年世代との世代間の大きい、総体的なそういう配分というのを考えたときには、今年金ももらっている人たちが、あるいは今後とももらう今一千万以上ぐらいの給料をもらっている人たちが、つまり四十代後半から五十代の人たちが非常に総体としては恩恵が多い構造になってしまっているのではないかと。とすれば、間接税に移行する、つまり直間比率を見直すということのもとに消費税を今後値上げするとすれば、その格差は開くことになる。やはりこの二十代、三十代の人たちは、今の税制改革ではネットでは増税になると言われている。大蔵省の試算でも、六百万以下は今回は増税

になりますよということをはっきり言っておりますし、各マスコミ等では、それが七百万と言ったり八百万と言ったりされているわけでございまして、そういうことを考えると、所得税の累進度というのをやはりもう少し維持しないと、この二十代、三十代、今低所得者の人たちの今後の一生を通じての負担というのはやはり重いことになって、世代間の公平ということに反するのではないか。

つまり、高齢化対応として今回のように所得税を恒久的に減税、累進構造を緩和する形の所得税減税の政策をとり、それが高齢化対応なんだ、二〇二五年の現役世代にもそれが優しいんだというの、非常に理論としても矛盾しているのじゃないかと私は考えるわけでございます。

同じような考え方を大阪大学の八田達夫先生がおとりになっているらしいんですけども、そういう意味では、私は、高齢化社会イコール直間比率の見直しイコール消費税へのシフトという考え方は、ちょっと根本的にやはり考えなきゃいけないのじゃないかなという疑問を持っているわけでございまして。見直しの対象として、制度減税の部分、二兆円の景気対策とかそういう部分は別としまして、三・五兆円の制度減税の部分、これはもう恒久的にずっと維持する考えなのか、あるいは、今のような考え方のもとに、とりあえず三年間所得減税ということを打ち出した対応として考えているのか、その辺の方向性を少しお述べいただけたらと思うのですが。

○小川(憲)政府委員 最後のお尋ねにつきまして、大臣からもお話がございまして、思いますので、最初の問題として提起されたところにつきまして、ちょっと御説明をさせていただきたいと思っております。

二つの問題が提起されているというふうに思っております。まず一つは、おっしゃるように、高齢者が非常に多くなる社会へ向けて租税負担率あるいは社会保障を含めた負担率が上がっていくであろうとい

う単純な部分を考えますと、これはどなたの生涯の負担率が上がっていくことを意味しているかと申しますと、極めて明らかでございまして、現在の高齢者からだんだん若くなる方に従って相対的に生涯の負担率が上がっていくことを意味しているわけでございます。そういったと、若く生まれてこられる方、今の若年者の方、これから生まれてこられる方の負担率が非常に高くなるであろうということでございますから、できる限りその負担率の上昇を緩和するためには、今から皆さんで、負担を各世代が今までよりは少し持とうかということ全体としては考えなければいけないのではないかとというのが、第一の問題であろうかと存じます。

つまり、現在の高齢者、現在の若年者及び将来生まれてくる人たちの間で、今のうちから負担の分任を考えましようというのが一点であろうかと存じます。そのことは、現在の高齢者の方にも消費税という負担を通じて負担をお願いをするという問題を提起しているというふうに考えます。

もう一つの問題、二つ目の問題は何かと申しますと、同じ人が生涯の間ある一定の負担をするといいたしまして、どういう形で年をとるまでの間負担をするという形を描いたらいいだろうかという点でございます。

現在の税制は、所得税、とりわけ累進課税に大きく頼っているところからいいますと、既に御案内のとおり、どうしても中堅層あるいは老年に入る前のところが一番所得が大きいところから、そこに負担が大きく行っているのではないかと。したがって、同じ負担を想定いたしまして、若いときから高齢者に至るまで、もう少し税負担が生産を通じてバランスよく負担するということが考えられないかということでござい

ます。このどちらの問題も、我が国の税法系の中で、累進課税をどちらかというと緩和し消費に対する課税を充実していくということが、今の二つの問題に対する一つの方向、こたえる方向ではないか

というのが、高齢化社会を迎えるの税体系のあり方の議論であつたと存じます。現実に、今申し上げましたようなことは、政府の税制調査会におきまして、専門委員でいらつしやる学者の方から、いろいろ仮定の置き方によつて違つてまいりますけれども、そういうことが示唆されていゝるというふうには存じます。

八田先生の御指摘になつておられることは、非常に今の短期の、今何歳でられる方にとつてこゝではないかという、今委員の御指摘の長いタームで考えるというよりは、今どういふ変化が生ずるだろうかという御指摘ではないかというふうには考えるわけでございます。

累進あるいは制度の改革の問題は、ただいま申し上げましたようなことに、ある意味では、所得税のあり方としては、今後の恒久的なあり方としてきたる制度の改革、三兆五千億の減税として御提案をされているというものでございます。

○伊東委員 今の答弁に關してなんですが、要は全生涯を見たときに、今の二十代、三十代が、自分が国に支払うものより受益が少い。ところが、今の四十代後半、五十代、六十代の人たちの方が、支払うものより年金の受給率の方が上回つていゝるよといふことなので、今この税制改革で手当てしようといふこと、つまり恩恵を与えようといふ人こそたくさん負担してもらわなければいけないのだ。簡単に言えばそういうことなんですよ。

そうすると、それに対して、所得税の累進構造といふのはそれに代るものなんじゃないかなといふ一つの問題提起なんです、それを全般に、みんなに広く薄く消費税にシフトしようといふことは、今の若年世代に本當に優しいのかといふか、優しくないのかではないかといふ問題提起でございまして、その辺はやはり根本的に今後、今のこの税制改革をもう細かくどういふことではないのですけれども、基本的な物の考え方として、所得税の減税イコール消費税シフトといふこの考え方はやはりちょっと、現役世代に

は最も酷なんだよといふことを私は提起したいわけなんです。

ですから、今累進構造を緩和する層といふのを、とにかく今八百万とか一千万とか一千万五百万とか二千万という層が大変だといふ部分、それは実感としてあるかもしれないのですが、OECD等の所得税の比較を見ましても、二千万以下は、日本は先進諸国の中では所得税率は高くない。それで、平均所得税率を見ましても、この前大蔵省からいただいた資料の中にもございまして、平均所得税率、フランスに次いで日本は主なOECD加盟国の中では低いといふようなこともござい

ます。ですから、その辺を、一般に今取りやすいところから取つたじゃないかと言われるところは、基本的にこゝに問題があるところ、私は思います、全体の受益と負担という世代間の格差の問題の解消には、必ずしも消費税シフトが現役世代に優しいのではないといふことをやはり頭に置いて、今後の根本的な税制といふのは考えていいた方がいいことではないかと存じます。

その点で、ちよつと大蔵大臣にももう一度お伺いしたいと思ひます。

○武村国務大臣 私八田先生の論文は読ませていただきました。一理あるなと思つて読んでおりました、局長がお答えしたように、今の世代、現在の例えは四十代後半ないし五十前後の方々の損得勘定をとらえれば、まさに一理あるといふふうに私もうなずきながら読んだのであります、私も私にもう少しロングタームで、この福祉日本を支えていくために、特定の階層や特定の世代に負担が偏ることのないようにしていきたいといふことが基本でありまして、いろいろ議論はあるかもしませんが、少なくとも今回の改正もそういう基本に立つて、中堅層に焦点を当てた累進税率の緩和をやらせていただきたいといふこと

あります。

しかし、累進税率をなくするわけではないので、なおしつかり累進税率は残っているわけでは

ございますから、緩和をする、偏りを正すといふことが基本でございますから、どうでしょうか、今の若い世代の方は当然やがては中堅層になつていけることも含めると、そしてまた中堅層を越えてリタイアして老齢時代を必ず迎えるといふことを考えると、全体でとらえた場合、今数字で議論はされていゝるわけではありませぬけれども、私は、情緒的な表現であります、とにかくみんなが支えていく福祉の日本を目指していくべきだ。いわゆる先ほど申し上げたように世代間のバランスといひます、わかりやすく言えば全世代がそれなりの負担をして、最終的にはみんな年をとつていくわけでありまして、この日本民族の老後をしっかりと支えていく、こゝに国をつくつていゝうということが基本であります。これは伊東先生も同感だろうと思つたのですが、その基本に立つて、今、私も私どもはその一里塚になる、この第一歩になると信じてこの案を提案をいたしてゐるところでございます。

○伊東委員 そうしますと、今回、年収六、七百万円以下の人たちにとっては、ネットで見ると増税になつていくといふ状況の税制改革の中で、低所得者に優しい政策とは何なのかといふことを考えた場合に、課税最低限を引き上げるという方法を今回とつたわけですね。

そうすると、本来、課税最低限を引き上げると低所得者に優しいといふふうには非常に直接的に思ひがたけれども、消費税にそのかわりシフトしてゐて、所得税から消費税に移してゐる、そして課税最低限は引き上げていくといふやり方が本當に低所得者に優しいのかといふのは、やはり疑問じゃないかといふ問題提起もあるわけなんです。つまり、将来の税収の増収が必要ならば、各種の今の所得の控除をむしろ整理して、そして消費税率を引き上げるよりもむしろ、課税最低限は結果的には引き下げるようになるかもしれないけれども、所得税の増税をしてやつた方が低所得者には有利だといふ考え方もあるわけで、課税最低限といふのは、世界で見ましてもかなり日本は高い

状況にある。

ですから、低所得者に優しいイコール課税最低限の引き上げといふこれまでの図式といへばいいのでしょうか、こゝに問題ではない、もつと根本的な、所得税と間接税の割合の状態全体の中でのこゝに検討といふのも、私は必要な時期に來てゐるのではないかなと思つたわけでござい

ますが、その辺はいかがでございませうか。

○武村国務大臣 それは、大変大事な問題提起をしていただいているといふふうには感じながら拝聴いたしました。

御承知のように、今回の議論におきましても、課税最低限は引き上げるべきかどうかといふところから出発をいただいたと思つたわけであります、既に国際的には相当高いレベルになつておりました、そういう状況から、むしろこれは下げるべきだといふ主張もあるわけでございまして、そのことと今おっしゃつた消費税との絡みで、いわゆる低所得者にとつてどつちが得かといふ議論は当然あるのかもしませんが、前回の税制改革も今回の税制改革も、かなり大幅な減税と消費税の創設やアップと一体で改革を提案をいたしておるものでございまして、そういう提案にならざるを得なかつたのであります、そうなりますと、すぐに各所得階層別に損得計算といふのが比較をされまして議論の対象になつてしまひました。

で、別にこれを分けるべきだとは言ひませんが、将来は恐らく、必ず減税と増税が一体で処理されるとは限らない時代も来るわけでございまして、前段の伊東委員のお話のように、みんなが支え合ふにしても、どういふふうな負担をしていったらいいのかといふ基本に返つた議論は、これからむしろ減税と増税一体でない場で、改めて私どもも真剣にしなければいけないといふふう

思つております。

○小川(是)政府委員 ただいまの御指摘の問題は、昨年の政府税制調査会での議論の中でもまさにこゝに議論がございました。何が我が国の所得税について負担の累増感をもたらし

だ。せんだつても御指摘がありましたように、我が国の負担率は全体として見れば低い。それは、課税最低限が非常に高く、そして最低税率が低い、そこから最高税率に向かつて非常に早く駆け上がっていくところにあるということでございます。

この解決の方法といたしましては、おっしゃるように課税最低限を思い切つて下げる、そして最低税率を上げる、上の方はそのままにしておくという形は、一つの滑らかな負担の累増をもたらすわけでございます。また同時に、それは大変大きな増収をもたらすわけでございます。

それで、その現象を端的に申し上げますと、例えば年収五百万円のところで、今度の改革後で所得税、住民税合わせまして日本では十七万五千円でございます。アメリカではこれが七十八万八千円でございます。イギリスや何かになりますと百万円を超えるわけでございます。千五百万円、三倍の所得になったときに、日本では改革後で三百五十四万五千円でございます。そういたしますと、十七万五千円の負担に対して、所得は三倍、税は十八倍にふえるわけでございます。アメリカはと申しますと、この三百五十四万五千円に多くて四百二十万でございます。ですから、負担率は日本がほどこではなお低いんですが、七十万に對する四百二十万というのは六倍しかふえない。ですから、アメリカの場合は所得が三倍のときに税負担は六倍、日本は同じ三倍のときに十八倍にふえる、こういうふうな方が負担累増感でございます。

解決の方法は、委員御指摘のような思い切つたこれは増収策を伴う、したがって消費税率を上げないでも済むではないかという問題。それとも、そうした負担を特に中低所得者、せつかく前回直しました減税層を大きく増税する形はいかがだろつか。やはりこの累増感のあるところを直しながら、しかも先ほどのような御議論で、所得税と消費税率のあり方を見直すということにしてはどうか。しかし、残念ながら課税最低限を上げないで済ませるといふのは、理屈ではあるけれども、消

費税を上げるときには改善の策として考えてはどうかというのが、税制調査会での議論でございます。

○伊東委員 今の議論は、今後消費税を取りやすいところから取つてという、消費税にすぐシフトするところから取つてという、あるいは所得税、日本の所得格差がアメリカや欧州に比べて低く、そういう意味では平等な社会をつくつてこれらたというところにおける所得税の果たしてきた役割というのには非常に重要なわけで、今言つたような非常にきめ細かい所得税の議論というのをおあわせて行ななければいけない。もう消費税を上げてそして課税最低限を上げれば低所得者にも優しいんだという図式的なのは、実は消費税が上がると、低所得者ほど消費支出が多いというの今日本の実情です。

これも総務庁の統計局の家計調査なんですけれども、例えば実収入が非常に低い層ほど消費支出の割合が高い。これは、月収が二十六万二千八百七十一円のIの階層の人は消費支出が二十万七千九百八十七円というふうに、全収入に占める消費の割合が高い。ところが、月収が百一万二千九百八十七円の方は五十五万二千八百七十九円、つまり半分しか消費してない。すると半分はストックに回っていくわけですから、消費税を値上げしていくということは、その低所得者がこういう消費傾向が高いということも考えるならば、やはり非常に問題があるわけで、その辺の所得税の持つ、今言つた課税の最低限をどう考え、累増の急激さをどう緩和するかというふうなことが、それと財源の問題と絡んでくるわけですから、基本的にこの消費税シフトの方向へ行かない、こういった議論をきちんともつともつと深めてもらいたいというのが今回の問題提起でございます。

それからもう一つ、これもやはり与党税調や政府税調でも議論になったと聞いておりますけれども、やはり高齢化時代の財源の問題をどうするかというときに、雇用、つまり課税ベースをふやす

ということ、つまりその時代の働き手をどうふやしていくかということも非常に大きな問題でございまして、女性の雇用、フルタイムの雇用ということは大変重要な課題になってくる。今、女性の多くがパート労働者で、しかもこれが百万円の壁とかいろいろな問題があつて、フルタイムにいかないで女性の労働条件を下の方に引っ張つていくという問題があるわけですね。

この辺、税制等、そろそろもうやはりどうするかというのを考えなきゃいけないんじゃないかと。女性もきちんと課税もし、フルタイムできちんとした収入を得て働くという方向性を考えるのか、まだ今のうちに配偶者控除、配偶者特別控除、何かそういう家計補助的な、あるいは夫に従属的な、そういう形の、そして課税ベースという課税の主体にはならないというような方向性をこのままにしておくのか、これは非常に重大な問題だと思ふんですが、その辺のお考えについて、まあ議論もされたということですし、議論の経過と、それからお考えを伺いたいと思ひます。

○小川(是)政府委員 ただいまの問題につきましては、かねて主としてパート就業者に対する課税の問題として、さまざま議論がされてまいりました。

問題は、委員御承知のとおり、パート、とりわけ奥様がパートへ就業されますと、御本人につきましましては、いわゆる給与所得控除の定額控除と、御本人の基礎控除というのによつて納税者になるかどうかが決まる。給与所得控除の最低保障額が六十五万円ある。従来、改正前の基礎控除額が三十五万円であるということから、あわせてパートに出たとき、年間収入が百万円までであると、御自身が納税者にならないで済むということが一つでございます。

もう一つの問題は、今度は夫の側が通常の勤務で給与所得者である場合に、配偶者控除の問題がございまして、百万円も収入がありながら、配偶者控除を認めるといふのはおかしいような感じがされるかもしれませんけれども、これは、配偶者控

除を認めるときに、あるいは扶養控除も同じでございますが、奥さんや子供さんにわずかな所得があつたときに三十五万円の配偶者控除や扶養控除を認めないこととするというのは、いかにもバランスを失ふのと、執行上もそれはたえられないところでございます。そこで、この控除の適用のときに、奥さんに三十五万円までの所得があるときには配偶者控除を御主人に認めようという制度になつていくわけでございます。

その結果どういふことが起こるかとお申しますと、パートに出た奥さんの稼ぎが例えば百三万円になつたといつたしますと、奥さんの所得は給与所得控除の六十五万円を引いた残りの三十八万円ということになりまして、御本人が三万円について所得税を負担するのはやむを得ないといつたしましても、御主人の方で配偶者控除の三十五万円がなくなる。そのために、ちよつと所得がふえたときに手取りが家庭で逆転するという問題が長くございまして。

長い説明になりますが、前回の抜本改革のときに配偶者特別控除という制度を設けまして、新たに三十五万円の控除額を設けました。この控除額は奥様の稼ぎに応じて次第に減つていくという形になつておりますので、ただいま申し上げたような逆転問題はなくなつたわけでございます。そこで、パートにお出になつた方の税制上の問題はなくなつたわけでございまして、別途社会保険料とかその他配偶者手当の問題とかいふのはござい

ます。今回の税制調査会ではどういふ議論が行われたかと申しますと、むしろ今度は、今御指摘にあつたように、御婦人が働きに出ていつている状況が多くなつてゐる。それで、働かない方が配偶者特別手当といふものがついて、より税負担が軽減されるというところでいいんだろかという御議論がございまして、今回はいろいろ御議論の上、「女性の就業に対する税制の中立性を損ふこととなつてゐるとの指摘もある。このよう問題は、人的控除の基本的なあり方に関わる事柄であるの

で、今後、引き続き検討していく必要がある」という形で、中長期の社会的な状況も踏まえての税制上の検討課題だというのが今回の税制に関する議論の経過でございます。

○伊東委員 もう一つ、じゃ大蔵省にお伺いいたしますが、景気対策としての今回所得税減税ということですが、国際公約みたいになってこのようになつていくわけですが、むしろ私は、土地や株の取引の活性化をどう図つたらいいかという意味の政策減税というのををもつともつとやるべきじゃないかというふうには思つておりまして、例えば不動産の譲渡益税の買いかえ特例を全面的に復活するとか、不動産取得税、登録免許税を廃止するとか、あるいはもう取引にかける印紙税を廃止するとか、こういったことをやはり考えることも景気対策としては必要ではなかったかと思うんですが、その辺はいかがお考えなんでしょうか。

○武村国務大臣 景気対策としてもあるいは減税政策としても、いろいろな減税のアイデアはあり得ると思います。今お話しのような、今地価税はおっしゃいますんでしたけれども、衆参通して地価税の見直し、廃止論とか、有価証券取引税の廃止論とか、こういう問題、これは空洞化にも絡まっておりますが、そういう議論もございましたし、今御指摘の土地の長期譲渡益課税を下げるという御提案もございました。

今印紙税とか登録税までおっしゃつていただいたので、これはもう財政を預かる大蔵大臣としては、ほとんど財源が減つていく話でございますから、財政論としても一つ一つ詰めていきますと容易でないという感じを強く抱くわけでありまして、ただ、二兆円減税するならば所得税でなしにはかかるといふ御指摘だろつと思ひます。この辺は少し、まあことしの特別減税、事前にいろんな議論がありましたけれども、やらしていただいてそれなりの効果があつたということを受けておられますが、そのことも踏まえて考えますと、これはまあ

一つの減税のとりえ方であつたと私も思つてゐるわけでありまして。

ほかの税目との比較、ほかにも法人税の減税とかいろいろの問題があるわけですが、やや専門的になりますから政府委員から補足をさせていただきます。

○小川(是)政府委員 ただいま御指摘のありました諸問題につきましては、大臣からもお話がありましたように、印紙税、登録免許税といったものを含めまして、まず、基本的に資産の取引あるいは資産所得を発生するものにかかる税でございます。したがって、取引にかかる税がいかにあるべきかという問題と、もう一つは、所得、消費、資産の税体系という観点から、資産をお持ちの方あるいは資産所得の捕捉という観点から補完的に行われている取引課税という面が非常に多くございますので、そういった面から、将来とも財政問題のほかに検討を要する問題ではないかというふうに存する次第でございます。

いま一つは、こういったものが現実の景気、あるいは経済取引ということと税がどれほど関係をしていくかという点については、これまでさまざまな御議論がございました。経済の問題とともに、今のような資産課税の問題、それから財政問題、こういったものを将来とも幅広く検討すべき課題ではないかと受けとめております。

○伊東委員 それから、宗教法人、公益法人への課税の適正化の問題なんです、この前ちょっとだけ触れたのですけれども、今回、平成六年度の改正で公益法人等に対する課税の適正化、損金算入限度率を所得の、今、これまで百分の三十だったのから百分の二十七に引き下げたというふうなことで、増収分が二十億出ているというふうなことを私、大蔵省の方から伺っているのですが、本来、収益事業であれば、その事業主体が公益法人であろうと宗教法人であろうと収益というものに着目すれば、全部、一〇〇%課税してもいいじゃないか。つまり二七という損金算入を認める根拠は何なのかということにもつながってくるわけ

で、これをそのような収益という点に着目して考へれば二百億の増収ということが出てくるわけですが、その辺について、何ゆゑにこの損金算入限度額という制度を設けているのか、あるいは今後どういう方向に考えているのか、あるいは、その辺をお聞かせいただけたらと思ひますが。

○小川(是)政府委員 公益法人等に対する課税につきましては、公益法人等が公益事業を行う、学校であるとか社会福祉であるとか宗教であるとか公益を行うということで、一般的には非課税、しかし収益事業については課税をすることにしているわけですが、本来の公益事業にその稼ぎを回すということであれば、その分については寄附金と見て、一般の会社の方の稼ぎが寄附に回ったときよりはやはりそこは配慮をしてよろしいのではないかと、ということでこういう制度がつくられておりまして、一般の公益法人の場合には三〇%までということになっております。

ことしの改正のときには、この公益法人の収益事業に対する法人税率そのものを引き上げていくという考え方と、この損金算入額をむしろ縮めていくという考え方と議論が行われてまして、結果的には、この損金算入額を学校法人や社会福祉法人の五〇%というのは残したまま、それ以外のものについて一割縮減をするという考え方で、三割から二七%に縮減したというものでございます。

将来とも、この公益法人の収益事業に対する課税のあり方は、こうした税率水準あるいは損金算入限度額あるいは収益事業の対象といったものについて、今後ともいろいろな角度から御議論をいただき、検討をいただく課題であるというふうな思つております。

○伊東委員 これは非常にやはり今社会問題になつてゐるんじゃないかと思ふのです。一部の宗教団体がある不動産を非常に多く取得している、そしてそれがまたいろいろな政治にも介入、介入というおかしきで、政治にも大きな力を及ぼしてきているというふうなこともあつたわけで、やはり今言つた根本、それが本当に寄

附という形で今の時代にその収益を見ていいのかわるか。法人税が国際的に非常に高いために国際競争力を弱めているという実態もあるわけで、法人税をやはり下げていくというのは日本の今後の方向性として考えなきゃいけないし、あるいは法人税も一律課税というんじゃないし、いろいろも少しきめ細かに考えなきゃいけないんじゃないかという時代を迎えている今、こういった大変な収益を上げてゐる宗教法人や公益法人が、そのまま寄附として損金算入を存在させるとかあるいは別途の法人税率上の扱いを受けるということ、根本的にここでやはり見直しをしていただきたいということを願ひしておきたいと思ひます。

それから最後に、厚生大臣にお伺いしますが、先ほどは高齢化社会に向けての税収のあり方で、もつと今、今後とも受益が若い世代よりも多い方々も負担してほしいという、税収上、負担してほしいという趣旨から私は質問したのですが、今後の方向性として、今度はその受益の中心、やはり資産格差が高齢にいくほど開いてきてゐる。つまり、若い人の、若年世代の同じ世代の資産格差よりも、四十代、五十代、六十代と高齢になるに従つて資産を有する者と持たない者の格差がどんどん開いてゐるというのが日本の実態になつてきてゐる。とあれば、持てる富裕な高齢者の方々の、受益といへばいいんでしょうか、社会保障の中身についても、年金とかあるいは医療、さまざまな総合的に考え直す時期が来ているんじゃないかと私は思ふわけでございますが、その辺はどのように御検討していらっしゃるんでしょうか。

○井出国務大臣 我が国の公的年金制度は、保険料の拠出に依つた年金を支給することを約束して国民全員に加入を求めているものでございます。個々人の実情を把握して給付等を行ういわゆる福祉とは異なりまして、年金制度は約二千八百万人にも及ぶ受給者に対し、いわば定型的に給付するものでございまして、所得や資産に応じて年金の

